

宮崎県工業技術センター賃貸工場運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎県工業技術センター管理規則（平成14年4月1日施行）第2条第1項の規定により賃貸工場の運営を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 前条の賃貸工場とは、宮崎県工業技術センター（以下「センター」という。）が、ベンチャー企業や新たな事業活動を行おうとする中小企業等を支援し、地域経済の発展を図るため、センター敷地内に設置する貸工場をいう。

(使用者の資格)

第3条 賃貸工場を使用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則として日本標準産業分類に規定する製造業
- (2) 業歴等が次のいずれかに該当する者
 - ① 新たに創業しようとする者
 - ② 創業期にある者（業歴が概ね5年未満）
 - ③ 中小企業等経営強化法（平成11年3月31日法律第18号）第2条第6項の規定による新たな事業活動に取り組もうとする者
- (3) 原則として中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項の規定による中小企業者

(使用許可)

第4条 賃貸工場の使用を希望する者は、別記様式1に定める使用許可申請書に次に掲げる書類を添えて、センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者の経歴等を記載した書類
- (2) 事業概要を記載した書類
- (3) 事業計画を説明する書類
- (4) 収支計画を説明する書類
- (5) 役員名簿（別記様式8）
- (6) その他所長が必要と認める書類

2 所長は、使用許可申請書を受理したときは、所長が別に定める賃貸工場使用者選考等要領により実施する選考の結果を基に、使用許可を行うものとする。

3 使用許可の通知は、別記様式2に定める使用許可書により行うものとする。

4 前項により許可された事項に変更があったときは、別記様式3に定める変更届出書により、速やかに所長に届け出なければならない。

(使用条件)

第5条 使用者は、所長が別に定める賃貸工場使用規程（以下「使用規程」という。）を遵守しなければならない。

2 使用者は、賃貸工場を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 使用者は、前条第3項の規定により通知された使用許可書に記載されている使用目的以外のために賃貸工場を使用してはならない。

(使用期間及び延長)

第6条 賃貸工場の使用期間は、5年以内とする。

- 2 所長は、特に必要と認めるときは、使用開始日から引き続き7年を超えない範囲内において、前項の期間を延長することができる。この場合において、同項の期間の延長は、原則として1年ごとに行うものとする。
- 3 前項の規定により使用期間の延長を受けようとする者は、賃貸工場の使用期間が満了する日の2月前までに、別記様式4に定める使用期間延長申請書に当該延長しようとする期間における事業計画を記載した書類その他所長が必要と認める書類を添えて、所長に提出しなければならない。
- 4 所長は、使用期間の延長を許可するかどうかを決定し、書面により申請者に通知するものとする。
- 5 第2項に規定する所長が特に必要と認めるときは、次の各号とする。
 - (1) 使用者が現在着手している事業について、使用期間の延長を行うことによってその成果が得られる状況が明らかな場合
 - (2) 天災その他予期できない事態により事業活動が十分にできなかつた場合

(使用の制限)

第7条 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、賃貸工場の使用を拒み、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けた事実が明らかになつた場合
 - (2) 賃貸工場の使用料を3月以上滞納した場合
 - (3) 1月以上にわたり正当な理由なく賃貸工場を使用しない場合
 - (4) この要綱又は使用規程に違反した場合
 - (5) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものをいう。）である場合
 - (6) その他賃貸工場を使用することが適当でないと所長が認める場合
- 2 使用者は、前項の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに賃貸工場を明け渡さなければならない。

(事業報告)

第8条 使用者は、毎年度3月末までに、当該賃貸工場で行った事業の概要を別記様式5に定める事業報告書に所長が必要と認める書類を添えて、所長に報告しなければならない。

(改造)

第9条 使用者は、賃貸工場に改造を加えようとするときは、あらかじめ所長の許可を受けなければならない。

- 2 賃貸工場に改造を加えようとする者は、当該改造を加えようとする日の1月前までに、別記様式6に定める改造許可申請書に当該改造の内容を具体的に示す書類を添えて、所長に提出しなければならない。
- 3 所長は、改造を許可するかどうかを決定し、書面により申請者に通知するものとする。
- 4 第1項に規定する改造の許可は、次の条件を満たす場合に行うものとする。
 - (1) 改造の程度が施設の主体構造及び床構造に影響を及ぼさないものである場合
 - (2) 改造内容及び改造に要する費用の観点から原状回復が可能な範囲と認められ

る場合

(使用終了届出)

第 10 条 使用者は、賃貸工場の使用を終了するときは、その旨を所長に届け出て、検査を受けなければならない。

2 前項の届出は、賃貸工場を明け渡す日の 2 月前までに、別記様式 7 に定める使用終了届出書により行うものとする。

(原状回復義務)

第 11 条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自己の費用で直ちにこれを清掃し、使用開始時の原状に復さなければならない。

- (1) 賃貸工場の使用を終了した場合
- (2) 第 6 条の規定により使用を取り消された場合
- (3) 前条第 1 項の許可を得ずに賃貸工場を改造した場合

2 所長は、前項の原状回復を確認し、不備があると認められた場合は、使用者に対し適切な措置を講じるよう指示することができる。使用者は、指示に従い、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(届出)

第 12 条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があった場合
- (2) 賃貸工場を月に 15 日以上使用しない場合
- (3) 賃貸工場の施設を破損し、又は滅失した場合
- (4) 使用目的又は事業計画に変更があった場合

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、賃貸工場の運営管理に必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。